

# 成年後見人等報酬費用助成のご案内

この制度は、所得や資産が少ないために、成年後見人等への報酬を負担することが困難な方に、成年後見人等への報酬費用の全部又は一部を助成するものです。

## 助成の内容

家庭裁判所が報酬付与の審判において決定した成年後見人等報酬費用の全部又は一部。

### ※助成の限度額（月額）

- ・本人（成年被後見人等）が在宅で生活している場合 … 28,000 円（原則、12か月分を限度）
- ・本人（ リ ）が施設等で生活している場合 … 18,000 円（原則、12か月分を限度）

## 助成の対象者及び要件

家庭裁判所において成年後見人等が選任された当該成年被後見人等（被後見人、被保佐人、被補助人）で、報酬付与審判前であり、次の①から③の全てに該当しているもの。（区市町村長が後見等開始の審判請求を行った者、親族が成年後見人等に選任されている者は除く。）

- ①後見開始の審判等の請求時において、中野区に住民登録がある者
- ②住民税非課税世帯の者又は生活保護受給者であり、かつ、成年後見人等への報酬費用を負担することが困難と認められるもの
- ③この制度以外の助成制度を利用していない者

## 申請ができる方

成年被後見人等（成年後見人、代理権設定のある保佐人及び補助人が行うことが可能です。）

## 申請に必要な書類

- ①申請書
  - ②後見等開始の審判書謄本の写し
  - ③成年被後見人等の資産状況を確認することができる財産目録等
- ※上記のほか、書類等の提出を求めることができます。

## 報酬付与の審判確定後提出する書類

- ①助成請求書
  - ②報酬付与審判書謄本の写し
- ※上記のほか、書類等の提出を求めることができます。

<問合せ先> 社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 中野区成年後見支援センター

住所：中野区中野5-6 8-7 スマイルなかの4階

電話 5380-0134 FAX 5380-0591

<業務日時> 月～土曜日 9:00～17:00（日・祝日・第3月曜を除く）